

キャリア形成促進助成金賃金助成額算定書

企業規模 (該当する方に○)	中小企業 大企業	○
-------------------	-------------	---

算定対象期間(受給資格認定申請日の属する年度の前年度)		平成 19 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月	
-----------------------------	--	---------------------------	--

(1) 前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	75,136 千円 (ア)	(2) 前年度 1 年間の雇用保険被保険者数	25 人 (イ)
-----------------------------------	---------------	------------------------	----------

(3) 年間所定労働日数の算定 (又は のいずれかの方法によって申請してください。)

就業規則等に年間所定労働日数が記載している場合 ()	就業規則等に年間所定労働日数が記載していない場合 ()
事業所の年間所定労働日数 日 (ウ)	4 月 23 日 10 月 23 日 5 月 21 日 11 月 22 日 6 月 24 日 12 月 21 日 7 月 23 日 1 月 21 日 8 月 22 日 2 月 22 日 9 月 22 日 3 月 24 日 計 前年度 1 年間の労働日数 268 日 (ウ)

(4) 1 日の所定労働時間数 (事業所の主たる部署の 1 日の所定労働時間数の算定)

通常勤務 始業 (8) 時 (30) 分 ~ 終業 (17) 時 (30) 分
休憩時間 (1) 時間 (00)
労働時間数 (エ) (8.00) 時間 (労働時間数を時間単位で算出してください。小数点第 3 位四捨五入)
以外の勤務 年間 () 日 (オ)
始業 () 時 () 分 ~ 終業 () 時 () 分
休憩時間 () 時間 () 分
労働時間数 (カ) () 時間 (労働時間数を時間単位で算出してください。小数点第 3 位四捨五入)

(5) 1 日の平均所定労働時間数の算定

(エ) (ウ) - (オ) (カ) (オ)
(8.00) 時間 × (268) 日 + () 時間 × () 日 = 8.00 時間 / 日 (キ)
268 日 (ウ) (小数点第 3 位四捨五入)

(6) 1 時間あたりの賃金助成額の算定

訓練等支援給付金の賃金助成額	助成率
前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額 (ア)	大企業 中小企業
$\frac{75,136,000}{25} \times \frac{268}{268} \times \frac{8.00}{8.00}$	$\times 0.8 \times \frac{1}{3} = 373,81$
前年度 1 年間の雇用保険被保険者数 (イ)	円
事業所の年間所定労働日数 (ウ)	下段は様式第 3 号の口の場合です。(小数点第 3 位四捨五入)
事業所の 1 日の平均所定労働時間数 (キ)	
職業能力評価推進給付金の賃金助成額	助成率
前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額 (ア)	3/4
$\frac{75,136,000}{25} \times \frac{268}{268} \times \frac{8.00}{8.00}$	$\times 0.8 \times \frac{3}{4} =$
前年度 1 年間の雇用保険被保険者数 (イ)	円
事業所の年間所定労働日数 (ウ)	(小数点第 3 位四捨五入)
事業所の 1 日の平均所定労働時間数 (キ)	

(7) 賃金助成限度額の算定 ((6) の額が、(7) の額より上回る場合は、(7) の額が 1 時間あたりの賃金助成額となります。)

雇用保険基本手当の最高日額	7,810	÷	8.00	=	976.25	1 時間あたりの賃金助成限度額 (小数点第 3 位四捨五入)
金額は毎年異なりますので、センターへお問い合わせください。			事業所の 1 日の平均所定労働時間 (キ)			

様式第2号〔賃金助成額算定書〕(裏面)

記入上の注意

- 1 この様式は、キャリア形成促進助成金の賃金助成を受けようとする場合に作成してください。
- 2 「(1)前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額」欄は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」に記載している「労働保険料算定基礎額」(雇用保険法適用者分)を記入してください。
労働保険関係業務を労働保険事務組合に委託している事業主は、「労働保険料算定基礎賃金等の報告(事業主控)」の「雇用保険対象被保険者数及び賃金」の欄に記載している支払い賃金の合計額(千円単位)を記入してください。
- 3 「(2)前年度1年間の雇用保険被保険者数」欄は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」に記載している「雇用保険被保険者数」を記入してください。
労働保険関係業務を労働保険事務組合に委託している事業主は、「労働保険料算定基礎賃金等の報告(事業主控)」の「雇用保険対象被保険者数及び賃金」の欄に記載している「1ヶ月平均被保険者数」を記入してください。
- 4 (1) 「(3)年間所定労働日数の算定」において、就業規則等に年間所定労働日数が記載してある場合は、欄の()に「○」を記入し、定められた所定労働日数を(ウ)欄に記入してください。
(2) 「(3)年間所定労働日数の算定」において、就業規則等に年間所定労働日数が記載されていない場合は、欄の()に「○」を記入し、事業所の主たる部署(1)の労働カレンダー等(2)を用いて、「前年度1年間の労働日数」を算定してください。
 - 1 事業所の主たる部署とは、原則として申請事業所において従業員(雇用保険の一般被保険者)が最も多い部署等を指します。
 - 2 1による労働カレンダー等が複数ある場合は、雇用する労働者が最も多く適用されている労働カレンダー等を用います。
- 5 (1) 「(4)1日の所定労働時間数」を就業規則や労働カレンダー等をもとに記入してください。
(2) 「(4)1日の所定労働時間数」の記入において、複数の部署にわたり所定労働時間数が定められている場合、(3)欄で用いた事業所の主たる部署の所定労働時間数を用いて、1日の所定労働時間数を算定してください。
- 6 「(5)1日の平均所定労働時間数の算定」は、(3)及び(4)により算出された数値(ウ)～(カ)を用いて算定します。
- 7 「(6)1時間あたりの賃金助成額の算定」は、(1)から(3)及び(5)により算出された数値(ア)～(ウ)及び(キ)を用いて算出された額に、0.8と助成率を乗じて算定します(小数点第3位四捨五入)。訓練等支援給付金を活用する場合は「訓練等支援給付金の賃金助成額の算定」に、職業能力評価推進給付金を活用する場合は「職業能力評価推進給付金」の欄にそれぞれ記入してください。なお、訓練等支援給付金において、様式第3の口(対象短時間等職業訓練)の区分で訓練等支援給付金の受給資格認定を行う場合は、助成率が下段(大企業1/3、中小企業1/2)になります。
- 8 「(7)賃金助成限度額の算定」は、雇用保険基本手当の最高日額を(5)で算出した「1日の平均所定労働時間数」で除した額(小数点第3位四捨五入)とし、(6)により算定した1時間当たりの賃金助成額が(7)の算定された額を上回る場合は、(7)の額が1時間当たりの賃金助成額となります。

なお、雇用保険基本手当の最高日額は毎年異なりますので、受給資格認定申請及び支給申請手続きの都度、都道府県センターへお問い合わせください。